

違法設置の疑いのある昇降機に係るフォローアップ調査の状況について

平成26年12月24日
住宅局建築指導課

1. 概要

過去に事故を起こした違法に設置された昇降機の一部に使用されていたリフトの製造・出荷メーカーの製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件、及びこれまで国土交通省へ違法設置の疑いがあると情報提供があった昇降機に関して、関係特定行政庁に対して建築基準法令への適合状況等についてフォローアップ調査を依頼しておりましたが、今般、平成26年9月30日時点の状況を取りまとめましたので公表いたします。

2. 調査事項

- (1) 過去に事故を起こした違法に設置された昇降機の一部に使用されていたリフトの製造・出荷メーカーの製品のうち適法に利用されていることが確認できない物件に関するフォローアップ調査（建築基準法令への適合状況等）
 - ①日本機器鋼業(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査
 - ②鈴木製機(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査
 - ③(株)河原が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査
- (2) これまで国土交通省へ違法設置の疑いがあると情報提供があった昇降機に関するフォローアップ調査（建築基準法令への適合状況等）
 - ※情報の多くは労働基準監督署の立入検査の際に把握され、厚生労働省から国土交通省へ情報提供されたもの

3. 調査状況の概要（平成26年9月30日時点の都道府県からの報告による）

フォローアップ調査の状況は次のとおり（都道府県別の状況は別紙参照）

(1) ①日本機器鋼業(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査

調査対象台数 (※1)	466 台	(466 台)
調査済みの台数	466 台	(466 台)
建築基準法違反なしの台数	36 台	(36 台)
建築基準法違反が判明した台数	430 台	(430 台)
是正済みの台数	187 台	(154 台)
是正指導中の台数	243 台	(276 台)
使用停止としている台数 (※2)	90 台	(88 台)
是正計画が提出されている台数 (※2)	98 台	(131 台)

() 書きは前回（平成26年3月31日時点）の調査結果。

※1 建築物が除去されたことが確認されたものは、調査対象台数から除外。

※2 使用停止としている台数と是正計画が提出されている台数とは、一部重複がある。

(1) ②鈴木製機(株)が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査

調査対象台数 (※1)	535 台	(489 台)
調査済みの台数	520 台	(488 台)
建築基準法違反なしの台数	16 台	(13 台)
建築基準法違反が判明した台数	504 台	(475 台)
是正済みの台数	177 台	(135 台)
是正指導中の台数	327 台	(340 台)
使用停止としている台数 (※2)	140 台	(129 台)
是正計画が提出されている台数 (※2)	102 台	(101 台)

() 書きは前回（平成26年3月31日時点）の調査結果。

※1 適法に利用されていることが確認できないことが前回調査以降新たに判明した53台を含む。また、建築物が除去されたことが確認されたものは、調査対象台数から除外。

※2 使用停止としている台数と是正計画が提出されている台数とは、一部重複がある。

(1) ③(株)河原が製造・出荷したリフトに関するフォローアップ調査

調査対象台数 (※1)	243 台	(242 台)
調査済みの台数	242 台	(241 台)
建築基準法違反なしの台数	15 台	(15 台)
建築基準法違反が判明した台数	227 台	(226 台)
是正済みの台数	59 台	(45 台)
是正指導中の台数	168 台	(181 台)
使用停止としている台数 (※2)	49 台	(44 台)
是正計画が提出されている台数 (※2)	61 台	(67 台)

() 書きは前回 (平成26年3月31日時点) の調査結果。

※1 適法に利用されていることが確認できないことが前回調査以降新たに判明した1台を含む。また、建築物が除去されたことが確認されたものは、調査対象台数から除外。

※2 使用停止としている台数と是正計画が提出されている台数とは、一部重複がある。

(2) これまで国土交通省へ違法設置の疑いがあると情報提供があった昇降機に関するフォローアップ調査

調査対象台数 (※1)	898 台	(808 台)
調査済みの台数	881 台	(799 台)
建築基準法違反なしの台数	37 台	(38 台)
建築基準法違反が判明した台数	844 台	(761 台)
是正済みの台数	375 台	(324 台)
是正指導中の台数	469 台	(437 台)
使用停止としている台数 (※2)	239 台	(207 台)
是正計画が提出されている台数 (※2)	120 台	(88 台)

() 書きは前回 (平成26年3月31日時点) の調査結果。

※1 建築物が除去されたことが確認されたものは、調査対象台数から除外。

※2 使用停止としている台数と是正計画が提出されている台数とは、一部重複がある。

(参考) 上記4案件の合計

調査対象台数 (※1)	2,142 台	(2,005 台)
調査済みの台数	2,109 台	(1,994 台)
建築基準法違反なしの台数	104 台	(102 台)
建築基準法違反が判明した台数	2,005 台	(1,892 台)
是正済みの台数	798 台	(658 台)
是正指導中の台数	1,207 台	(1,234 台)
使用停止としている台数 (※2)	518 台	(468 台)
是正計画が提出されている台数 (※2)	381 台	(387 台)

() 書きは前回 (平成26年3月31日時点) の調査結果。

※1 建築物が除去されたことが確認されたものは、調査対象台数から除外。

※2 使用停止としている台数と是正計画が提出されている台数とは、一部重複がある。

4. その他

この結果を受け、違反物件の所有者等に対して使用停止や是正などの適切な措置を講じるよう、国土交通省より関係特定行政庁に依頼しております。

また、国土交通省では違法設置エレベーター等に関する情報提供をお願いしています。

『国土交通省HPトップページ』→『政策情報・分野別一覧の住宅・建築』

→『違法設置エレベーター通報受付』

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 村田 英樹 (内線 39564)

係長 東條 旭 (内線 39576)

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8933、FAX 03-5253-1630